栄村条例第12条

栄村自然環境保護条例

栄村自然環境保護条例(平成2年栄村条例第15号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条-第5条)
- 第2章 自然環境保全(第6条—第13条)
- 第3章 開発行為規制 (第14条—第20条)
- 第4章 審議会 (第21条—第26条)
- 第5章 罰則 (第27条—第29条)
- 第6章 補則(第30条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、栄村の豊かな自然環境を成り立たせている希少動植物をはじめとする生物多様性と生態系と村の景観を保全することによって、人びとの暮らしの営みと自然環境の調和を図り、豊かな自然環境を将来世代に継承することを目的とする。

(基本理念)

第2条 すべての者は、自然環境の恵みを享受する権利を有するとともに、希少動植物をは じめとする生物の多様性、生態系、村の景観(以下「自然環境等」という。)を保全する ことが、人間の健康で文化的な生活を営むうえで欠かすことのできない責務であること を自覚し、自然環境等の保全に努めなければならない。

(村の青務)

- 第3条 村は、この条例の目的を達成するため、自然環境等の保全に関する基本的かつ総合 的な施策を実施しなければならない。
- 2 村は、村民に対して自然環境等の保全に関する知識の普及を図るとともに、多様な主体 と連携し、自然環境等の保全のための主体的活動の育成及び支援に努めなければならな い。

(村民の責務)

第4条 村民は、自然環境等を適正に保全するよう努めるとともに、村が実施する自然環境 等の保全に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動に当たっては、自然環境等を適正に保全するために必要な

措置を講ずるとともに、村が実施する自然環境等の保全に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、その事業に当たっては、生活環境に影響を受けるおそれのある住民に対し、 あらかじめ事業活動の内容を示して協議しなければならない。

第2章 自然環境保全

(調查)

第6条 村長は、自然環境等の保全のために講ずべき施策の策定のために必要な科学的調査を実施するものとする。

(保全地区等の指定)

- 第7条 村長は、自然環境等を保全するために、次の各号に掲げる保全若しくは規制すべき 地区又は保護すべき動植物を指定することができる。
 - (1) 里山環境保全地区 里山環境を回復し、保全することが必要な地区
 - (2) 動植物等保全地区 野生動物の生息地又は野生植物の生育地であって、それら動植物の保護、繁殖環境の保護が必要な地区
 - (3) 野外活動規制地区 人が野外活動を行う際、自然環境等の保全の観点から活動内容 に規制が必要な地区
 - (4) 特定保護動植物等 野生の動植物等であって、その保護又は繁殖を図るために保護 することが必要な動植物等
- 2 村長は、前項の指定をしようとするときは、第 21 条に規定する栄村自然環境保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。
- 3 村長は、第 1 項の保全地区又は規制地区を指定しようとする場合において、その土地 の所有者、占有者又は管理者(以下「所有者等」という。)があるときは、その承認を得 なければならない。

(保全地区等の指定の告示)

第8条 村長は、前条に定める保全地区若しくは規制地区又は特定保護動植物等を指定したときは、その旨及び区域又は種名その他規則で定める事項を告示しなければならない。

(標識の設置)

- 第9条 村長は、保全地区若しくは規制地区又は特定保護動植物等を指定したときは、当該 区域内にその旨を表示した標識を設置しなければならない。
- 2 土地の所有者等は、正当な理由がない限り、前項の規定による標識の設置を拒み、又は 妨げてはいけない。
- 3 何人も、第1項の規定により設置された常識を汚損し、若しくは損壊し、又は村長の承認を得ないで移転し、若しくは除去してはならない。

(指定の解除及び区域の変更)

- 第10条 村長は、公益上の理由その他特別な理由があるときは、保全地区若しくは規制地 区又は特定保護動植物等の指定を解除し、又は区域の変更をすることができる。
- 2 前項の指定の解除又は区域の変更については、第7条及び第8条の規定を準用する。

(保全地区等における行為の規制)

- 第11条 何人も、第7条第1項の保全区域等において、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。但し、あらかじめ村長の特別の許可を受けた場合は、この限りではない。
 - (1) 第14条に定める開発行為
 - (2) 特定保護動植物等に指定された動物を捕獲し、又は卵を採取すること。
 - (3) 特定保護動植物等に指定された動物の食草を採取すること。
 - (4) 特定保護動植物等に指定された植物を採取し、又は移植すること。
 - (5) 村長が指定する地区内において、当該地区が本来の生息、生育地でない又は当該地 区以外に生息、生育している動植物で、自然環境等の保全に影響を及ぼすおそれのある ものとして、村長が指定する動植物の個体を放ち、若しくは植栽し、又は種子をまくこ と。
 - (6) 次のいずれかに該当する照明、投光器具等(誘蛾灯その他害虫駆除を目的とした照明及び防犯灯、街灯その他の昆虫採集を目的としない照明を除く。)を用いた昆虫の灯火採集をすること。
 - ア 出力が30ワット以上の照明器具等を用いて採集する場合 イ 100メートル以内の距離で2以上の照明器具等を用いて採集する場合
 - (7) 鉱物の採取、又は土石を採取すること。
 - (8) 野外活動規制地区において、直火の焚き火を行うこと。
 - (9) その他自然環境等の保全に影響を及ぼすおそれがあるとして村長があらかじめ指定した行為をすること。
- 2 次の各号に掲げる行為については、第1項の規定は適用しない。
 - (1) 通常の管理行為、教育的行為及び非常災害時の応急措置として行う行為
 - (2) 保全地区に関する保全事業の執行として行う行為
 - (3) 工作物の修繕を行う行為

(特定保護動植物等の情報の無断公開の禁止)

第12条 何人も第7条により特定保護動植物等に指定された動植物の生息地、生育地を特定する情報を、印刷物やインターネット上等に無断で公開してはならない。但し、あらかじめ村長の特別の許可を受けた場合は、この限りではない。

(保全地区への立入調査)

第 13 条 村長は、第 11 条の施行に必要な限度において、職員をして保全地区内の土地に立ち入り、その状況を調査させることができる。

- 2 前項の職員は、その身分を証する証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 何人も、正当な理由なく第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避しては ならない。

第3章 開発行為規制

(開発の定義)

第14条 本条例においていう開発とは、ゴルフ場、スキー場、建物及びその他の工作物等の敷地の造成、その他土地区画及び形質の変更、又は立木の伐採、建築物の建設(増改築を含む。)、水資源(温泉を含む。)の掘削、鉱物の採掘、土石の採取等をいう。

(届出)

第15条 開発行為及びその事業活動を行おうとする者は、あらかじめ村長に届出をしなければならない。

(開発の規制基準)

- 第 16 条 村長は、自然環境等の保全のため、開発行為及びその事業活動について、規制基準を定めるものとする。
- 2 前項の規制基準を定めるときは、あらかじめ第 21 条に規定する審議会の意見を聴かなければならない。

(開発行為の中止命令及び勧告)

第17条 村長は、この条例に基づく規制基準に適合しないもの、若しくは自然環境等の保全に支障を及ぼしていると認められるとき、又はそのおそれがあるときは開発行為を中止させ、その保全について期限を定めて必要な措置を講ずるように勧告することができる。

(措置命令)

- 第18条 村長は、前条の勧告を受けたものが、当該勧告にかかわる措置をとらないときは、 期限を定めて当該措置を行うべきことを命令することができる。
- 2 村長は、前項の命令をしようとするときは、第 21 条に規定する審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 村長は、第 1 項の命令をしようとするときは、当該命令を受ける者又はその代理人に 対し、期限を定めて弁明の機会を与えなければならない。

(改善措置の届出及び有効保持)

第19条 第17条の規定による勧告又は前条の規定による命令を受けた者が、当該勧告又は命令にかかわる措置をとったときは、速やかに村長に届け出てその検査を受けなければならない。

- 2 前項の検査を受けた者は、当該検査にかかわる措置を有効に保持しなければならない。
- 第20条 村長は、第17条から前条までの施行において必要な限度において、事業者に報告を求め、又は当該職員をして土地及び事業所に立ち入り、行為の状況、施設その他の物件等を調査させることができる。
- 2 前項の場合において職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

第4章 審議会 (第21条—第26条)

(審議会の設置)

第21条 栄村における自然環境等の保全に関する重要な事項を審議するため、審議会を設置する。

(任務)

- 第22条 審議会は、次の各項に掲げる事項について、村長の諮問に応じて調査審議するものとする。
 - (1) 自然環境等の保全のための重要施策に関する事項
 - (2) 第7条に規定する保全地区等の指定に関する事項
 - (3) 第16条に関する規則基準に関する事項
 - (4) 第18条に規定する措置命令に関する事項
 - (5) その他自然環境等の保全に関し、村長が必要と認めた事項

(組織及び任期)

- 第23条 審議会は、委員10人以内で組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから村長が委嘱する。
 - (1) 議会の議員 2人以内
 - (2) 専門家 3人
 - (3) 一般住民の代表
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第24条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員が互選する。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第25条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところに

よる。

(幹事)

- 第26条 審議会に幹事若干名を置き、村職員のうちから村長が任継する。
- 2 幹事は、会長の命を受けて審議会の所掌事務について委員を補佐する。

第5章 罰則 (第27条~第29条)

(氏名等の公表)

- 第27条 村長は、次の各号のいずれかに該当する者の住所及び氏名(法人にあっては、所在と及び名称)並びに違反等の内容を公表することができる。
 - (1) 第9条第3項の規定に違反した者
 - (2) 第11条第1項第2号から第8号までの規定に違反した者
 - (3) 第12条の規定に違反した者
 - (4) 第13条第3項の規定に違反した者

(罰則)

- 第28条 第18条の規定による措置命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第15条及び第19条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - (2) 第20条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は同条の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(両罰規定)

第29条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人 又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は 人に対しても、同条の罰金刑を科する。

第6章 補則

(補則)

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に 定める。

附則

この条例は、公布の日から30日後の日から施行する。